

年金局 → 機構

(案 1)

年管企発 第 号  
年管管発 第 号  
平成 2 2 年 月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年 3 月 2 9 日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3 号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第 3 号被保険者期間としての年金記録を実際には第 1 号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成 2 3 年 1 月 1 日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第 3 号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるため、所要の準備を進められたい。併せて、第 1 号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

## 記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

### 1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

### 2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。